

閉店後の愛煙家に対するサービス等も考えられる。あくまでも増収を表面にして筋を通すべきである。その他機械の耐用年数について、また変造硬貨による切取等の処置につきましても発言がありました。さらにすでに実施いたしてある市町では補助金は二万五千円から五万円位であります。陳情書の内容にあきましては半額の補助にしましては補助金の率として非常に高いのでござりまして、この点については弾力性をもった考え方で今後はよいのではないかという意見でござりました。この件については陳情書も固執していなくて周辺の市町なみでけっこうであるともうしておいたわけであります。

これらにつきまして活発な質疑に終始いたしました。結論としてはすでに実施の市町はその結果増収にもなっておりますので町としてもござる限り好意をはらってやってよいのではないかと採決の結果当委員会では本件について採択と決定した次でござります。

よろしくご審議のうえ総務委員会に決定にご賛同をお願い申

しあけて報告いたします。

○議長（石川信義君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。

陳情第一号に対する委員長報告

は採択と決定であります。本件は委員長報告のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって陳情第一号は委員長報告とおり採択と決定いたしました。

○議長（石川信義君） 日程第八陳情第三号在日朝鮮公民の帰国事業の再開ならぬに祖国往來に關する陳情書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので総

務委員長から報告を願います。

総務委員大沼香伍君

(総務委員長 大沼香伍君登壇)

○総務委員長(大沼香伍君) 審査報告をいたします。

(陳情審査報告書朗読) 別添参照

補足説明をさせていただきます。

本件の陳情の審査にあたりましては前回の事例もありまして慎重に審査いたしました。これは国交のない国への入国、旅行の件であり、一自治体が云々すつちものではなく国が行なうべきものであります。この点について出席委員も同じ考え方であつたわけであります。過日発生いたしました赤軍派過激学生による飛行機乗取り事件における北朝鮮の人道的考慮による処置については、本件の審査にあつて委員各位にも好感をもたれまして陳情書の内容について事の成否は国または日赤の考え方ひとつにかかつてゐるのであります。帰国を願ひ墓参を願つてゐる関係者に対しては人道的立場から同情もできるので、関係機関に対して議会が協力してやることはさしつかえないだろうとの意

福生町議会

見の一致をみたわけであります。採決の結果本件は採決と決定した次でござります。

よろしくご審議のうえご決定くださるようお願いいたします。

○議長(石川信義君) 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。陳情ヤ三号に対する委員長報告は採決と決定であります。本件は委員長報告とおり決するに

異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 以上で陳情ヤ三号

は委員長報告とおり採決と決定をいたしました。

○議長(石川信義君) 日程ヤ九議案ヤ三十九号福生町保育園条例の

一部を改正する条例を議題といたします。

議事係長として議案の朗読をいたさけます。

（須崎議事係長朗読） 省略

○議長（石川信義君） 朗読は終りました。

本席について提案理由の説明を求めます。 助役篠塚俊夫君

（助役 篠塚俊夫君 登壇）

○助役（篠塚俊夫君） 議案ノ三十九号福生町保育園条例の一部を改正する条例について説明申し上げます。

福生町保育園条例と申しますのは町立すみれ保育園の管理運営に関する事項を定めた条例でございますが、ご承知のとおりすみれ保育園は昭和四十三年度と昭和四十四年度の二カ年継続事業をもちまして、従来の木造園舎から防音鉄筋園舎に改築をいたしましたのでござりますして、その改築の際に従来の平屋建を二階屋といまして収容定員をふやすために建築面積をふやしましたことは各位がすでにご承知のとおりでござります。

他面にあきまして保育園に収容いたします子供の収容定員を変更いたします場合には、児童福祉法の規定によりましてあ

らかじめ東京都知事の承認を受けなければならないことになっておるのでございますが、建物の改築が終了しました本年の四月一日からす

みれ保育園の収容定員を本県記載のとおり従来の六十名から八十名に改めますよう今年一月末に東京都知事宛に申請をいたして

ておりますところ、過日東京都知事の認可書が参りましたので東京都から児童措置費の負担金をよけいにもらう関係もございまして、東京都の指示とおりここに四月一日にさかのぼって本県を

実施しようとするものでござります。

なお現在すみれ保育園に収容いたしております子供の数は定員六十名に定数外十一名計七十一名でござります。本県の議決をいただきますならばこの七十一名の数で四月一日にさかのぼって都から児童措置費の負担金をもらえようように都側と了解がついておるのでござります。

原案とありご不決いただけますようお願い申しあげまして説明を終らせたいでございます。

○議長（石川信義君） 以上で提案理由の説明は終りました。

これより本案に対する質疑を行ないます。

○議長（石川信義君） 四番塩野鉄之助君

○四番（塩野鉄之助君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております。議案ヤ三十九号については委員会付託および討論を省略し、ただちに採決されることを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） おはかりいたします。ただいま塩野鉄之助

君より所定の賛成者を得て本案は委員会付託および討論を省略したことに採決されたい旨の動議が出されましたが、本動議のとおり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって本案は

委員会は付託および討論を省略し直ちに採決することに決定いたしました。

○議長（石川信義君） これより議案ヤ三十九号福生町保育園条例の一部を改正する条例を採決いたします。

福生町議会

○議長（石川信義君） 本案は原案とあり決するに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君） 異議なしと認めます。よって議案ヤ

三十九号は原案とあり可決をいたしました。

○議長（石川信義君） 日程ヤ十陳情ヤ四号都市計画街路二、四

号築造に関する陳情書を議題といたします。

事務局長として陳情書の朗読をいたさせます。

（島田議会事務局長朗読） 省略

○議長（石川信義君） 朗読は終了しました。

本陳情書について意見がありましたらお伺いいたします。

（応答なし）

○議長（石川信義君） 以上で意見を終わります。

陳情ヤ四号についてはお手もとに配付の別紙付託表のとおり建設委員会に付託。同会中の継続審査とし詳細なる審査を願うことにいたします。

議事録
議案ヤ三十九号
福生町保育園条例の一部を改正する条例
陳情ヤ四号
都市計画街路二、四号築造に関する陳情書
島田議会事務局長朗読
建設委員会に付託
継続審査とし詳細なる審査を願うことにいたします

○議長(石川信義君) 日程第十一陳情第五号夜間定時制高校生への教科用図書の無償給付に関する陳情書を議題といたします。事務局長をして陳情書の朗読をいたさせます。

(島田議会議務局長朗読) 省略

○議長(石川信義君) 朗読は終わりました。

本陳情書についてご意見がありましたらお願いをいたします。

(応答なし)

○議長(石川信義君) 以上で意見を終わります。

陳情第五号についてはお手もとに配付の別紙付託表のとおり総務委員会に付託、同会中の継続審査とし詳細なる審査を願うことにいたします。

○議長(石川信義君) にこで暫時休憩をいたします。

午前十一時十九分 休憩

午後一時四十四分 開議

(二十四番 石川信義君 欠席)

○副議長(中村国太郎君) 休憩前に引き続き会議を行います。

おはかりいたします。ただいま休憩中に議長から辞職願いの提出がありましたので、日程に追加して議題といたしました。と思います。これに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中村国太郎君) 異議なしと認めます。よって本件は追加日程とした議題とすることに決定いたしました。

○副議長(中村国太郎君) 追加日程第一議長の辞職許可についてを議題といたします。

事務局長をして辞職願いの朗読をいたさせます。

(島田議会議務局長朗読) 省略

○副議長(中村国太郎君) おはかりいたします。本件は議長石川信義

君の一身に關することであり、地方自治法百十七条の規定により除
斥のうえ審議いたしたいと思ひます。かこれに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中村国太郎君) 異議なしと認めます。よって除斥するこ
とに決定いたしました。

○副議長(中村国太郎君) おはかりいたします。本件は願出のお
りこれを許可するに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中村国太郎君) 異議なしと認めます。よって石川信義君
の議長の辞職願ひはこれを許可することに決定いたしました。

○副議長(中村国太郎君) 暫時休憩いたします。

午後一時四十六分 休憩

午後三時 十分 開議

(二十四番 石川信義君出席)

○副議長(中村国太郎君) たびりま議長が欠位となりましたので直ちに議
長の選挙を行います。

○副議長(中村国太郎君) 追加日程オニ議長選挙を投票により行ないま
す。

議場の出入口を閉鎖いたします。

(議場閉鎖)

たびりまの出席議員は二十四名であります。

○副議長(中村国太郎君) おはかりいたします。今議規則オニ九条の
規定により立合人として

五番 松本平九郎君

六番 米吉君

以上三名を指名いたしたいと思ひますがこれに異議ござりませんか
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長(中村国太郎君) 異議なしと思ひます。よって立合人に五
番 松本平九郎君、六番 米吉君を指名いたします。

○副議長(中村国太郎君) 投票用紙を配付いたします。

(投票用紙配付)

○副議長(中村国太郎) 投票用紙の配付もれはありませんか。

(応答なし)

○副議長(中村国太郎) 配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

(投票箱点検)

○副議長(中村国太郎) 異常なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名、一人一票であります。

二より投票を行ないます。投票用紙に被選挙人の指

を記載のうえ点呼に応じて順次投票をお願いします。

(島田議会事務局長点呼)

(投票)

○副議長(中村国太郎) 投票もれはありませんか。

(応答なし)

○副議長(中村国太郎) 投票もれなしと認めます。

投票を終了いたします。

二より開票を行ないます。

立会人の方々の立合いをお願いします。

(開票)

○副議長(中村国太郎) 事務局長をして投票の結果を報告いたさせ

ます。

(島田議会事務局長報告)

出席総数 二十四名

投票総数 二十四票

内

有効投票 二十四票

無効投票 ゼロ

有効投票中

石川信義議員 十五票

岩田博議員 五票

大沼秀伍議員 二票

田村匡雄議員 一票

高橋千春議員 一票

○副議長(中村国太郎君) 大抵の事務局長が報告申しあげましたとおり投票の多数を得られました石川信義君が議長に当選されました。よって会議規則や三十九条の三項の規定により本席より当選の告知をいたします。

○副議長(中村国太郎君) 議場の出入口の閉鎖を解きます。
(議場閉鎖)

○副議長(中村国太郎君) 新議長石川信義君から挨拶を願います。

(議長石川信義君登壇)

○議長(石川信義君) つつしんで挨拶を申しあげます。

私と云ふ者がこのような重大なときに再び皆さま方のあたたかい支援を受けましたことは身もつまる思ひでございます。皆さま方の尊い気持ちも十三分にお受けいたしましたして私はござる限りがんばって参りたいと思ひます。よろしく願ひいたします。(拍手)

○副議長(中村国太郎君) 以上で議長の選挙を終わります。

福生町議会

議長石川信義君議長席におつきを願います。

(副議長中村国太郎君退席 議長石川信義君着席)

○議長(石川信義君) ここで暫時休憩をいたします。

午後三時三十三分 休憩

午後三時三十四分 開議

(十三番 中村国太郎君欠席)

○議長(石川信義君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。ただいま休憩中に副議長から辞職願ひの提出がありましたので、日程に追加し議題といたしたいと思います。これに異議ござりませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(石川信義君) 異議なしと認めます。よって本件は追加日程として議題とすることに決定いたしました。

議長（石川信義君）追加日程第三副議長の辞職許可についてを議題とい
たします。

事務局長として辞職願書の朗読をいただきます。

（島田議会議務局長朗読）省略

議長（石川信義君）おはかりいたします。本件は副議長中村国太
君の一人身上に関することであり、地方自治法第六十七条の規定により
除付のうえ審議いたしたいと思ひますがこれに異議ございませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）異議なしと認めます。よって除付することに
決定いたしました。

議長（石川信義君）本件は願出のとおりこれを許可することに「異
議」ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（石川信義君）異議なしと認めます。よって中村国太君
の副議長の辞職願いはこれを許可することに決定いたしました。

議長（石川信義君）ここで暫時休憩いたします。

午後三時三十六分 休憩

午後三時四十一分 開議

（十三番 中村国太君出席）

議長（石川信義君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま副議長が欠位となりましたので直ちに副議長の選挙を行
ないます。

議長（石川信義君）追加日程第四副議長の選挙を投票により行ない
ます。

議場の出入口を閉鎖いたします。

（議場閉鎖）

ただいまの出席議員は二十四名であります。

議長（石川信義君）おはかりいたします。今議規則第三十九条の
規定により立会人として

七番 末次性男君

八番 中里元一君

以上三名を指名いたしたいと思ひますがこれにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（石川信義君）「ご異議なしと認めます」。よって立会人に末次姓男君、中里元一君を指名いたします。

○議長（石川信義君）投票用紙を配付いたします。

（投票用紙配付）

○議長（石川信義君）投票用紙の配付もれはありませんか。

（応答なし）

○議長（石川信義君）配付もれなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

（投票箱点検）

○議長（石川信義君）異常なしと認めます。

念のため申しあげます。投票は単記無記名一人一票であります。

これより投票を行ないます。

投票用紙に被選挙人の指名を記載のうえ点呼に応じ順次投票を願います。

事務局長をして点呼いたさせます。

（島田議会議務局長点呼）

（投票）

○議長（石川信義君）投票もれはありませんか。

（応答なし）

○議長（石川信義君）投票もれなしと認めます。

投票を終ります。

○議長（石川信義君）これより開票を行ないます。

立会人の方々の立合いを願います。

（開票）

○議長（石川信義君）事務局長をして投票の結果を報告いたさせます。

（島田議会議務局長報告）

出席総数 二十四名